

アール・ブリュット振興のための基本的な考え方と県の役割について (たたき台)

1 基本方針 ~なぜアール・ブリュットの振興に取り組むのか~

アール・ブリュットが世の光に

「この子らを世の光に」とは、障害のある人が見せてくれる様々な気づきやふるまいを光とし、導かれる形で世の中を良くしていく、生きていくという意味を込め、障害者福祉に力を尽くされた糸賀一雄氏が残した言葉である。

この言葉になぞらえ、アール・ブリュットを、障害のある人の新たな自己実現の手だてや立つ瀬として提案するとともに、最終的には一人ひとりが多様な価値観を受け入れ、共有しあえる社会づくりの実現につなげていくものとする。

アール・ブリュットを県民の誇りとなる美に

滋賀の福祉の歴史の中から生み出され、育まれてきたアール・ブリュットは、表現の純粹さや言葉に出来ない面白さなど、従来の美術にはない力を持ち、美術（館）を取り巻く状況を変える可能性を持っている。

アール・ブリュットを通じて県民の感性や創造性を養い、人間理解や心の豊かさ、絆を深めるとともに、滋賀の美を再編集し、滋賀の魅力をアップさせることで、観光振興や新たな産業の創出による県民生活の向上など、「住み心地日本一の滋賀」の実現につなげていくものとする。

2 戦略的な目標 ~今の日本の状況に照らしてどのような目標を持つのか~

滋賀をアジアのアール・ブリュットの“運動”拠点に

<なぜ滋賀なのか>

- ・ 糸賀一雄氏をはじめとする多くの先人の努力により、戦後まもなく福祉施設等で始まった造形活動が始まり、信楽の陶土を使った陶芸活動など、障害のある人による表現活動が受け継がれている。
- ・ 1980年代に、滋賀、京都の知的障害のある人たちの造形活動とその作品を伝える展覧会である、「土と色」展がスタート、以降18年にわたって開催された。
- ・ 2004年（平成16年）に近江八幡市に開設したボーダレス・アートミュージアムNO-MAは、アール・ブリュット作品の発掘、収集について先駆的に取り組んでいる。
- ・ アール・ブリュット・コレクションでの「JAPON」展（2008年）、パリ市立美術館での「アール・ブリュット・ジャポネ」展（2010~2011年）は、NO-MAの取組が結実したものである。
- ・ NO-MAが蓄積してきた作品発掘・収集のノウハウと、国内外に築いてきたネットワーク等を活かしながら、アール・ブリュット振興の牽引役となることは、滋賀にしかできないことであり、パイオニアとしての自覚を持って取り組んでいく。

<なぜアジアなのか>

- ・ ヨーロッパでは、アール・ブリュットは広く浸透しており芸術の一分野として確立されているが、韓国や中国をはじめとするアジアにおいては、アール・ブリュットの取組についての情報が少なく、実態の把握が困難な状況である。
- ・ 本県が障害者福祉の分野で顕著な活躍をされている人に対して授与する「糸賀一雄記念賞」では、アジア居住者も対象にするなど、糸賀思想をアジアに広げ、アジアの障害者福祉の向上につなげる取組を進めてきた経緯がある。
- ・ アール・ブリュットについても、取組を滋賀や日本だけにとどめることなく、アジアにまで広げていきたい。

<なぜ運動なのか>

- ・ アール・ブリュットの取組は、今ある作品を1箇所に集約させることで完結するようなものではなく、各地で生み出される作品を現在進行形で発掘や収集を行っていくものである。
- ・ 滋賀だけが中心となって集約型の拠点を作るのではなく、誰もが自由に活動する中で、活動の下支えができるような仕組みを整え、活発な運動につなげたい。
- ・ アール・ブリュットを福祉や芸術の分野にとどめるのではなく、観光や教育、産業等、多義的な視点を持って横断的な運動にしていきたい。
- ・ 各地に生まれたアール・ブリュットの取組が互いにつながることで相乗効果を発揮し、網目のように日本全国、アジアにまで広がっていくような運動にしていきたい。

3 目標実現に向けての県の役割

目標を実現するための県の役割を考えるにあたっては、次の基本的な考え方のもと、個々の課題や局面に応じた役割を考えていくことがのぞましい。

<基本的な考え方>

長期的視野に立ち、段階に応じた役割

- ・ 当面は、アール・ブリュットが運動として広がり、つながっていくための推進役を担い、その進度に応じて、運動の舞台づくりのための、様々な主体の活動を支える役を担う

NO-MAとの関係

- ・ アール・ブリュットの取組の先駆者であるNO-MAが最大限力を発揮できるよう配慮しながら、公的な主体としての役割を担っていく

市町や民間等との協働

・ 市町や関連施設、団体、経済界など他の主体と適切な役割分担をしつつ協働する経済活動の中での役割

- ・ (一般の美術と同様に) 市場経済の中で扱われていくものもあることを目指し、関係者の合意形成を促進するなど、公的役割を果たしていく